

給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業の運営基準
について（案）

給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業の運営基準について（案）

1. 確認制度の概要

（1）新制度における確認制度について

新制度では、市は認可を受けた施設（認定こども園・幼稚園・保育所：施設型給付）及び事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業：地域型給付）について、施設・事業者の申請に基づき、1号・2号・3号認定区分ごとの子どもの利用定員を定めた上で給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

（2）「確認」を受ける施設・事業者の要件

教育・保育施設、地域型保育事業は、

- ①学校教育法、児童福祉法等に基づく各施設・事業の「認可」を受ける
- ②認可された施設・事業が教育・保育給付の対象となるための運営基準を満たす、又は市から「確認」を受けることが求められる。

このうち、運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市が条例として策定する必要がある。

※施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、確認があったものとみなされる。（施行日の前日までに特段の申し出があった場合を除く）

（3）確認制度における業務管理体制と情報公表について

2. に加えて、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、

- ①業務管理体制の整備（第55条等）
- ②教育・保育に関する情報の報告及び公表（第58条）

が求められている。

(4) 条例で定める運営基準の内容について

①教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、市が条例で定めることとなります。

	事 項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none">利用定員小学校就学前子どもの適切な処遇の確保秘密の保持（秘密の保持、個人情報の保護等）小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none">上記以外

②本市における運営基準条例制定の基本的な考え方は、国で定める基準を条例に定めることを原則とします

2. 輪島市教育・保育施設及び地域型給付保育事業の確認基準について

(1) 利用定員に関する基準について **従うべき基準**

項目		輪島市の考え方
最低数との関係	<p>施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。</p> <p>(幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。)</p> <p>※ 地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準による。</p>	国の基準どおり (地域型保育事業については、輪島市独自の基準とする特段の事情はない。)
児童の年齢との関係	<p>① 年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があること</p> <p>② (市町村) 計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえて以下のとおりとする。</p> <p>1号（教育標準時間認定・満3歳以上）：3歳－5歳の枠で定員設定</p> <p>2号（保育認定・満3歳以上）：3歳－5歳の枠で定員設定</p> <p>3号（保育認定・満3歳未満）：0歳の枠で定員設定、1・2歳の枠で定員設定</p>	国の基準どおり
保育標準時間・ 保育短時間	資料1「保育の必要性に関する基準について」による。	
定員割れ、定員弾力化	<p>定員割れ：認可定員数の変更なしで、実際の利用定員数を反映したものとする。</p> <p>定員超過：利用定員は認可定員の範囲内で設定（基本）。弾力運用は、更に検討。</p>	国の基準どおり
保護者の就労状況の変化	<p>次の①・②のケースとともに、基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする。</p> <p>①2号認定を受けている子どもが、保育の必要性の認定要件に該当しなくなった場合</p> <p>②1号認定を受けている子どもが、保育の必要性の認定要件に該当するようになった場合</p>	国の基準どおり

(2) 運営に関する基準について

運営に関する基準のうち国の子ども・子育て会議で検討されている内容は、以下のとおりです。

分類	主な検討事項
①利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
②教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの心身の状況の把握・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）・連携施設との連携（地域型保育事業のみ）・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
③管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・非常災害対策、衛生管理・事故防止及び事故発生時の対応・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）・苦情処理・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等）・記録の整備
④撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

①利用開始に伴う基準

項目	輪島市の考え方
<p>I. 内容・手続きの説明、同意、契約 参酌すべき基準</p> <p>○施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求めることがある。</p> <p>○事前説明を要する事項としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 <p>※施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担（実費徴収・上乗せ徴収を含む）など</p> ・苦情処理体制 ・事故発生時の対応 といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。 <p>※これらの事項については、事前説明や情報公表の対象にもなるので、保護者もこうした情報をあらかじめ参考にした上で、施設を選択し、利用を希望することが見込まれる。</p> <p>○事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイルなどを提供することも可能とする。</p> <p>○教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、重要事項の説明書のモデルなど、運用上、求め手続などに関して、更に検討していくこととする。</p>	国の基準どおり
<p>II. 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） 参酌すべき基準</p> <p>○利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>この場合の「正当な」理由とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用申し込み（選考が必要） ③その他特別な事情 を指している。 <p>※③については、特別な支援が必要な子の状況と施設の受け入れ体制・能力、利用者負担の滞納、通園区域の設定などの関係について慎重に整理し、運用上の取扱いについて国から示されることになる。</p> <p>○適切な教育・保育提供困難であって正当な理由に該当する場合の措置（他施設等への連絡、市町村によるあっせんの要請など）を求める。</p> <p>○市町村、他の施設・事業者が行う連絡調整などに関し、できる限りの協力を求める。</p>	国の基準どおり

<p>Ⅲ.定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p> <p>○定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法を明示した上で行う。</p> <p>1号認定（教育標準時間児童）：「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考。</p> <p>2号・3号認定（保育認定児童）：市町村による利用調整を行う。（優先利用の取扱いの中で整理）</p> <p>○特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考する。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>Ⅳ.支給認定証の確認、支給認定申請の援助</p> <p>○受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たり、支給認定証の確認（利用期間など）を行うこととする。</p> <p>○支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助を行うこととする。</p> <p>※教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続きを行うことを可能とする。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p>

②教育・保育の提供に伴う基準

項目	輪島市の考え方
I.幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 従うべき基準 ○幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領（仮称）、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	国の基準どおり
II.子どもの心身の状況の把握（健康診断等） 従うべき基準 ○現在国から示されていない。	国の基準どおり
III.子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） 従うべき基準 ○現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求ることとする。 ① 利用児童の平等取扱い <ul style="list-style-type: none">・ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない ② 虐待等の禁止 <ul style="list-style-type: none">・ 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ③ 懲戒に係る権限の濫用防止 <ul style="list-style-type: none">・ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限乱用をしてはならない。	国の基準どおり
IV.連携施設との連携（地域型保育事業のみ） 参照すべき基準 ○地域型保育事業を行う事業者に対し、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容を明確にするよう努めることを求ることとする。 ○特に、「保育内容に関する支援」として、連携施設から給食の外部搬入を行う、及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、「卒園後の受け皿」として、連携施設に優先的な利用枠を設ける場合などの経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき事項については、協定書（契約書、覚書など）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求ることとする。 ○教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。	国の基準どおり

<p>V.利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）</p> <p>○施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>○実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。【情報公表の対象】</p> <p><国の対応方針（案）></p> <p>公立・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱い、実費徴収に限度を設けるかどうかなどの実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども・子育て支援事業）とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討される。</p>	<p>参酌すべき基準</p> <p>国の基準どおり</p>
<p>VI.利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）</p> <p>○給付を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることがある。</p>	<p>参酌すべき基準</p> <p>国の基準どおり</p>
<p>VII.特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）</p> <p>○特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育（※）を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p>	<p>参酌すべき基準</p> <p>国の基準どおり</p>

※「特別利用保育」： 教育標準時間認定（1号）子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る）から受ける保育。

※「特別利用教育」： 満3歳以上保育認定（2号）子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る）から受ける教育。

※「特別利用地域型保育」： 教育標準時間認定（1号）子ども及び満3歳以上保育認定（2号）子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育。

③管理・運営等に関する基準

項目	輪島市の考え方
I.施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示 参考すべき基準 <p>○施設法において定めるべき事項として、以下のような事項について定めることを求めてこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設・事業の目的及び運営の方針 ② 提供する教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。 ※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。 ⑤ 利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） ⑥ 利用定員（確認制度上の定員設定） ⑦ 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (入園資格、選考を行う場合の基準を含む) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑪ その他施設・事業の運営に関する重要な事項 	国の基準どおり
II.秘密保持、個人情報保護 従うべき基準 <p>○施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 ○従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講ずることとする。</p> <p>○地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。</p>	国の基準どおり
III.非常災害対策、衛生管理 参考すべき基準 <p>○施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めてこととする。</p> <p>○また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めてこととする。</p>	国の基準どおり

IV.事故発生及び事故発生時の対応	参酌すべき基準	○事故の発生（再発）防止ための措置を講じ、事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを基本とする。	国の基準どおり
V.評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	参酌すべき基準	○自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。 ○その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者など）評価、第三者評価について、受審に努めることとする。（コスト評価については、公定価格において検討）	国の基準どおり
VI.苦情処理	参酌すべき基準	○入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。 ○また、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善などを行う旨を求めてことする。	国の基準どおり
VII.会計処理	参酌すべき基準	○公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。 ○その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。 (公表方法など運用面等に関する詳細については、今後更に検討。)	国の基準どおり
VIII.記録の整備	参酌すべき基準	○現在、国から示されていない。	国の基準どおり

④撤退時の基準

項目	輪島市の考え方
I. 確認の辞退、定員減少における対応（利用者の継続のための便宜提供等） 参考すべき基準 <ul style="list-style-type: none">○給付の対象施設・事業であることの辞退（確認の辞退）や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされているが、その際、施設・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。○また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。 ※ なお、法令上、撤退時には3か月以上の予告期間を設けることとされている。	国の基準どおり